

議案第 57 号

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 13 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 山陽小野田市都市計画税条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「又は第 15 条の 3」を「、第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め、「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

第 2 条 山陽小野田市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議案第57号参考資料

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、<u>第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、<u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>

山陽小野田市都市計画税条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>16 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>